

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（616））
2. 日時：平成30年1月22日 14時00分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 8階A会議室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

川崎安全管理調査官、名倉安全管理調査官、津金管理官補佐、義崎管理官補佐、秋本安全審査官、田尻安全審査官、照井安全審査官、日南川安全審査官、村上安全審査官、吉村安全審査官、関根技術研究調査官、千明技術研究調査官、宇田川原子力規制専門職、竹内技術参与、山浦技術参与、高嶋原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：発電管理室 室長代理 他28名

東北電力株式会社：原子力部（原子力業務） 副長 他1名

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 設備計画グループ 副長 他4名

中部電力株式会社：原子力部 設備設計グループ 主任 他2名

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保守部 電気保守課 副課長 他2名

中国電力株式会社：電源事業本部（原子力設備） 担当 他2名

電源開発株式会社：原子力技術部 設備技術室 課長代理 他1名

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、本日及び1月17日の提出資料に基づき、東海第二発電所の工事計画認可申請に係る説明スケジュール及び当該申請書の常用電源設備の健全性に関する説明書等について説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

### 【常用電源設備の健全性に関する説明書】

- 「1相の電路の開放に対する検知及び電力の安定性回復」において、送電線保護における3相不平衡の検知範囲及び巡視点検の位置づけについて追記するとともに、巡視点検における「1相開放の認知方法」について整理して提示すること。
- 保護継電装置により動作する遮断器について対象を図示するとともに、必要な部位に必要な保護継電装置が設置されていることを整理して提示すること。
- 特高開閉所等の基礎の説明において、275kV超高压開閉所、154kV特高開閉所、ケーブル洞道の各基礎について、「杭基礎構造」、「直接基礎構造」部を図示すること。
- 津波の影響については、敷地高さを明記するとともに、敷地遡上津波に対する電気設備及びケーブル洞道への影響を整理して提示すること。
- 碍子洗浄設備について、154kV送電線引留部には「塩害の影響が少ない」ため不要としているが、許可時の方針を踏まえて考え方を整理して提示すること。

### 【三相短絡容量計算書】

- 三相短絡容量の基本式、算出過程及び数値の根拠等について整理して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、了解した旨の回答があった。

6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所工認ヒアリング年間説明スケジュール表（案）